

○ 口座管理機関に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（上位機関としての口座管理機関から除かれる者）</p> <p>第一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）<u>第四十四条第一項後段に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>一 法第四十四条第一項第十三号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が次のいずれかに該当する場合を除く。）</p> <p>イ 法第四十四条第一項第十三号に掲げる者</p> <p>ロ 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）<u>第二条各号に掲げる者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）<u>第二条第一項第五号に規定する非居住者及び同項第七号に規定する外国法人を除く。</u>）のために口座（法第二条第一項第二号に掲げるものに係るものを除く。次号において同じ。）を開設する者（イに掲げる者を除く。）</u></p> <p>二 前号の口座を開設する者（法第四十四条第一項の規定により口座を開設する者が同号口に該当する場合を除き、当該口座を開</p>	<p>（上位機関としての口座管理機関から除かれる者）</p> <p>第一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）<u>第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、同条第一項第十三号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者である場合を除く。）とする。</u></p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

<p>設する者を含む。)</p> <p>2 法第四十四条第二項に規定する主務省令で定める者は、同条第一項第十三号に掲げる者とする。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	